

# 第 1 章 計画の概要



## 第1節 計画策定の背景

### 1 地域福祉にかかる国、県の動向

#### (1) 国の動き

国ではこれまで、高齢者、障害者、子どもなど対象者ごとに専門化し、支援制度の充実を図ってきました。しかし、昨今、様々な分野の課題が同時にいくつも重なりあうことや、一つの世帯の中で課題を抱えた人が複数存在するなど、複数の分野にまたがる複合的な支援を必要とするケースが増加しています。そのため、分野ごとに縦割りになっている公的な支援制度では対応が難しい事案に対し、これまでの公的支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」へと転換することが新たに求められています。

また、これまで家族や地域で活動する既存の団体などの特定のつながりの中で解決してきた問題が、地域の間関係の希薄化にともない、社会的孤立や制度の狭間などに対する課題として浮き彫りとなってきました。このような課題解決のためにも、地域における人と人とのつながりの再構築が重要となってきます。

これらのことから、国では、行政機関の縦割りを打破したサービスの仕組み（包括的支援体制）を構築し、また、自分たちが暮らす地域をより良くしたいという主体的な考え方（住民自治）を大切にするとともに、地域の生活課題などに住民一人ひとりが「他人事」ではなく「我が事」として取り組むことで、地域全体の暮らしの豊かさにつながる「地域共生社会」の実現に向けた4つの取組の柱を掲げました。

#### 地域共生社会の実現に向けた4つの柱

出典：平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 1 地域課題の解決力の強化      | 2 地域丸ごとのつながりの強化  |
| 3 地域を基盤とする包括的支援の強化 | 4 専門人材の機能強化・最大活用 |

さらに、国はこの「4つの柱」を推進するため、次のとおり、法の整備を行いました。

#### ① 社会福祉法の改正

平成29年（2017年）2月に厚生労働省より、「地域共生社会」の実現に向けて「当面の改革工程（図1、図2）」が示され、その大きな流れのなかで、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（\*注1）において、社会福祉法（\*注2）が改正され、地域福祉の推進の理念が明記されるとともに、法改正前まで「任意」であった市町村地域福祉計画の策定を「努力義務」とし、さらに計画に盛り込むべき事項を新たに追加しました。

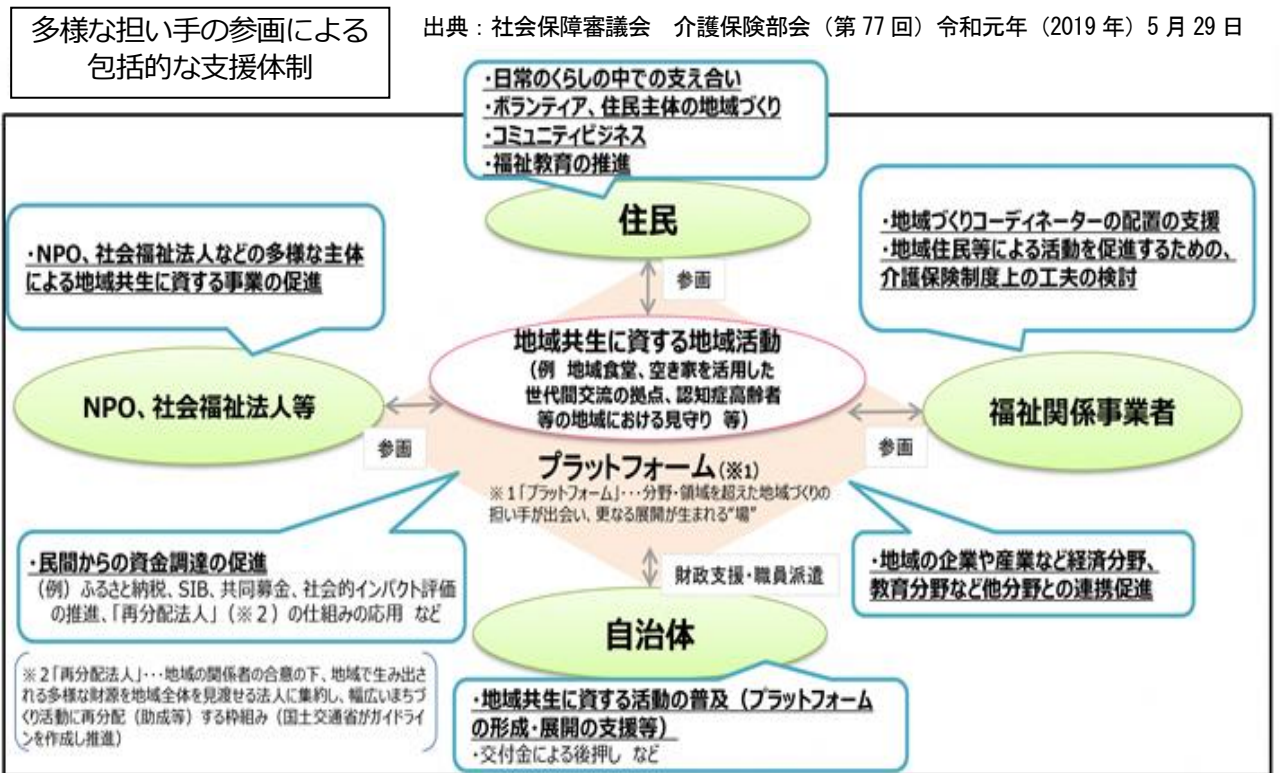
\*注1 平成29年法律第52号。平成29年（2017年）6月2日公布。

\*注2 昭和26年法律第45号。

図1



図2



## 社会福祉法を基に作成

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 第106条の3の包括的な支援体制の整備に関する事項

※下線部が新たに盛り込むべきものとして、追加された事項

## ② 地域福祉計画に盛り込むべき事項（ガイドライン）の提示

地域福祉の推進に関しては、高齢者・障害者・児童などの対象者ごとに策定されている個別の計画・制度では解決が難しい、いわゆる制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯への対応が課題とされています。そのような課題への対応として、社会福祉法を改正し、各福祉分野の個別計画を「縦系」とすると、地域福祉計画には各個別計画を横断し、つなぎ合わせる「横系」としての役割が与えられました。つまり各福祉分野の個別計画で共通して取り組むべき事項を、地域福祉計画の記載事項とすることにより、いわば福祉分野の「上位計画」として位置づけました。本計画では、平成29年（2017年）12月12日付厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」により通知された市町村地域福祉計画策定のガイドライン（以下「ガイドライン」という。）で示された盛り込むべき事項を考慮し、本市の実情に応じた具体的な取組を通して、地域福祉の推進を図ります。



★ガイドラインで示された盛り込むべき事項の例(抜粋)

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
- イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立・社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
- ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- エ 利用者の権利擁護・成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備
- オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- ・ 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現
- ・ 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
- ・ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ウ 地域福祉を推進する人材の養成

⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項）

- ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

### (2) 県の動き

神奈川県では、平成14年（2002年）に定めた「地域福祉の推進について（基本指針）」に基づき、地域福祉に関する考え方や推進方策等について整理してきました。現在、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが必要になっています。

さらに、育児と介護に同時に直面する世帯等、課題が複合化し、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは解決が難しい事案にも対応できるよう、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが求められています。

地域包括ケアシステムの深化・推進とともに、国において平成28年（2016年）6月に策定された「ニッポン一億総活躍プラン」で示された「地域共生社会の実現」の考え方や、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を踏まえ、また地域福祉推進のために市町村が策定する市町村地域福祉計画を支援するため、「ひとづくり・地域（まち）づくり・しくみづくり」を3つの大きな柱としながら、次の「今後取り組むべき重点事項」を掲げた「神奈川県地域福祉支援計画」を平成31年（2019年）3月に策定しました。

#### 今後取り組むべき重点事項

- ① 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成
- ② 福祉介護人材の確保・定着対策の強化
- ③ 地域住民等の参加による地域共生社会の推進
- ④ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるバリアフリーの街づくりの推進
- ⑤ 災害時における福祉的支援の充実
- ⑥ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援
- ⑦ 法人後見や市民後見の充実による成年後見制度の利用促進
- ⑧ 生活困窮者等の自立支援



## 第2節 計画策定の趣旨

### 1 地域共生社会の実現

地域では「地縁」や「血縁」という関係性が、日常生活を送る中で、何かに困っている人に気づき、支えあう「仕組み」としてあります。しかし、高度経済成長に伴う都市部への人々の移住により、地縁を持たない家族が増加しました。そのため「地縁」「血縁」が果たしていた機能を、社会全体で担うため、子育て支援や高齢者介護、障害者福祉など、対象ごとに専門的な公的支援策を実施してきました。一方「隣人を気にかける」というような地縁による地域福祉の力は、少子高齢化、単身世帯の増加、非正規労働者の増加等、人々の生活の変化や人間関係の希薄化とともに縮小しています。

さらに複合的な課題や、家族のそれぞれが様々な課題を抱えてしまっていると、対象によって専門化した「縦割り」の支援の仕組みでは、対応できなくなっています。

また近年、度重なる地震の発生や、「これまで経験したことの無いような」と表現される豪雨など、自然の猛威はすさまじい被害をもたらしており、災害時における地域住民のつながり方が問われています。

団塊の世代が退職の時期を迎え、地域で活動する時間が増える一方、本市の財政状況は、高齢化や将来の人口減少に伴い、歳入の根幹を成す市税収入が減少となり、さらに少子高齢化をはじめ社会環境の変化が福祉・子育て施策などの扶助費の増加に拍車をかけ、経常的に支出される義務的経費の増加による財政の硬直化がますます進むことが見込まれ、地域生活を支える各種活動や福祉サービスなどを公的サービスがすべて担うことは非常に難しくなっています。そこで、地域住民が、一方的にサービスなどの「受け手」として役割を固定されてしまうのではなく、地域活動の「支え手」にもなりうるという考え方が重要になってきます。

そのため、本市においても、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」を目指し、実現に向けて取組を進めています。

また、国が示す地域共生社会の実現には、その主体たる地域住民の意識の向上が不可欠です。

平成28年（2016年）7月に発生した津久井やまゆり園における事件は、いのちの大切さとともに、多様な人々が共に生きる社会であることの重要性や、生きづらさを抱えている人への支援といったものの必要性を、強く再認識する契機となりました。

本市では、全ての人がお互いに人格、個性、多様な生き方などを尊重し合い、共に支え合える環境がある「共生社会」の方向性を明文化するため、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定し、平成31年（2019年）4月1日から施行しました。条例では、市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、1.個性や多様性の尊重、2.支え合い・助け合

い、3.活動に参画する機会の確保を基本理念として取り組むことを規定しています。

この条例に基づき、年齢、性別、性的指向や性自認、障害や病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景など様々に異なる人々が自分らしくいられる共生社会の実現を目指すことは、本計画が目指す地域福祉の推進につながるものと捉えています。

## 2 SDGsの取組

平成27年（2015年）9月に国連本部において「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という。）を含めた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。アジェンダとは、国際的な取組についての行動計画です。その中でも、SDGsは令和12年（2030年）を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標のことをいいます。日本政府においても、平成28年（2016年）5月20日、内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「持続可能な開発目標推進本部」を設置し、同年12月22日には「SDGs実施指針」を定め、地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映すること」を奨励しており、本計画においても、その趣旨を踏まえながら、各施策に取り組んでいきます。



**1. 貧困をなくそう**  
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



**2. 飢餓をゼロに**  
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



**3. すべての人に健康と福祉を**  
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



**4. 質の高い教育をみんなに**  
すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



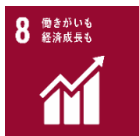
**5. ジェンダー平等を実現しよう**  
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



**6. 安全な水とトイレを世界中に**  
すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



**7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに**  
すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



**8. 働きがいも経済成長も**  
すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



**9. 産業と技術革新の基盤をつくろう**  
強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



**10. 人や国の不平等をなくそう**  
国内および国家間の格差を是正する



**11. 住み続けられるまちづくりを**  
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



**12. つくる責任 つかう責任**  
持続可能な消費と生産のパターンを確保する



**13. 気候変動に具体的な対策を**  
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を練る



**14. 海の豊かさを守ろう**  
海洋と華僑資源を持続可能な開発に向けて保全し、時速可能な形で利用する



**15. 陸の豊かさを守ろう**  
陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



**16. 平和と公正をすべての人に**  
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



**17. パートナリシップで目標を達成しよう**  
持続可能な開発に向けて実施手順を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化



出典 外務省ホームページ掲載「持続可能な開発のための2030アジェンダ」

## SDGsの目標達成に向けた取組の方向性

目標	市としての取組の方向性
 1 貧困をなくそう	<p>生活困窮者が、地域において自立した生活ができるよう、生活保護制度等の利用も含め、一人ひとりの状態に応じた包括的・継続的な相談支援ができるよう、相談窓口の充実を図ります。就労についても就労に必要な能力を養うための支援や、機会の提供を行います。また、これらの取組が対象者に届くよう、周知を図っていきます。</p>
 2 飢餓をゼロに	<p>生活に困窮している者等に対し、団体等と連携しながら、食料の支援を一時的に行うことなどにより、安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。</p>
 3 すべての人に健康と福祉を	<p>生活に課題を抱える人に寄り添い、多角的な支援を行うための受け皿として福祉総合相談窓口を設置することで、相談から支援までを円滑にします。また、多様なサービスや情報が、必要としている対象者へ届くよう、社会資源の収集・整理を行い、対象者に合わせた情報発信を図ります。</p>
 5 ジェンダー平等を実現しよう	<p>鎌倉市共生社会の実現を目指す条例を基盤として、市職員や市民に対して、障害やLGBTなどに関するさまざまな特性を理解し、共生の視点で物事をとらえるための研修等を実施します。また、市における窓口対応等の見直しを行い、意識の醸成を図ります。</p>
 8 働きがいも経済成長も	<p>地域におけるさまざまな活動（自治会・町内会活動、高齢者サロン、消防団、ボランティア等）に対し、制度に応じて、その活動費用や場所の確保などの支援を行うことで、やりがいの向上と地域で支え合うしくみの構築を図ります。</p>
 10 人や国の不平等をなくそう	<p>市内在住の外国籍住民が地域の一員として地域活動等に参加するよう、生活情報や地域情報の提供を促します。また、支障なく日常生活を送れるように、外国語版パンフレットなどの提供を促します。</p>
 11 すみつけられるまちづくりを	<p>自分の住む地域で生活していくために、行政が提供するサービスの充実を図るほか、地域内での支え合いのしくみづくりや、多様な関係機関・団体と連携、協働を図り、包括的な支援体制を構築します。</p>
 16 平和と公正をすべての人に	<p>高齢者・障害者・子どもに対する虐待防止に向け、各施策に取り組むことにより、虐待の未然防止を図るとともに、地域において自立した生活を送る上で重要となる、財産保全等、市民の権利擁護に関する施策を推進し、安全で安心したまちづくりを進めます。また、再犯の防止にも取り組みます。</p>
 17 パートナーシップで目標を達成しよう	<p>行政、市民、事業者等がお互いを尊重しつつ、協力して活動等に取り組むことにより、地域福祉の推進を図ります。</p>

### 第3節 計画の位置づけ

#### 1 総合計画等との関係

本計画は、鎌倉市総合計画を上位計画としており、その基本構想や将来目標である「健やかで心豊かに暮らせるまち」を踏まえた個別計画として位置づけ、他の行政計画と連携・調和を図ります。また、総合計画において計画策定に必要な視点とされている「SDGs・共創・共生」の3つの視点について、本計画においても配慮しながら策定します。

また、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例（以下「共生条例」という。）」は、市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会の実現を目的としています。本計画においても、共生条例の基本理念及び基本的施策を踏まえ、各施策の推進を図ります。

#### 2 福祉分野の個別計画との関係

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として策定するものであり、本市の福祉施策に関する基本的方向性を示すとともに、地域の支え合い機能の強化、多様な担い手の育成・参画、住民に身近な地域での包括的な支援体制の構築などの施策の方向性を示します。

#### 3 かまくらささえあい福祉プランとの関係

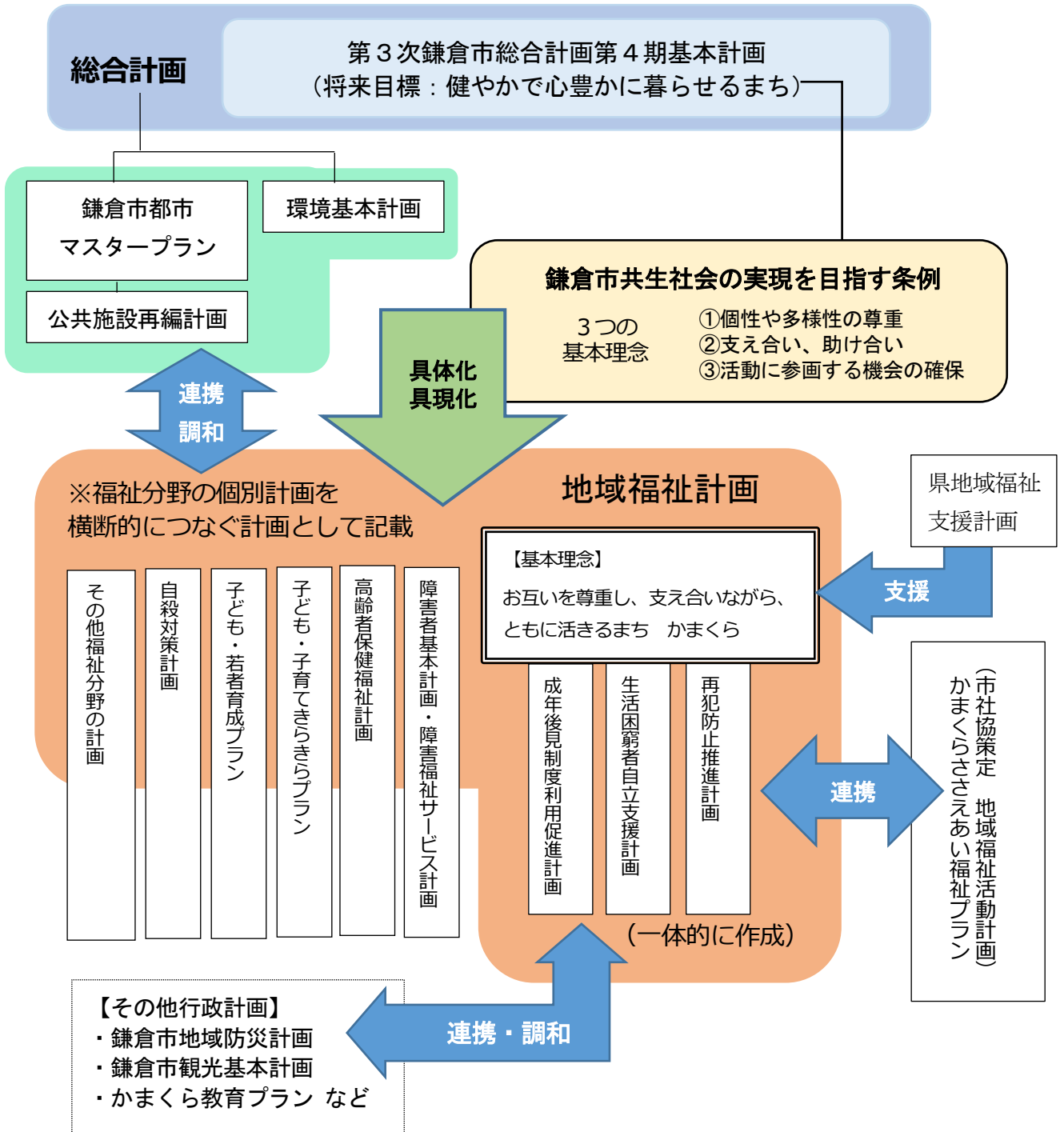
本市は、平成16年度（2004年度）に「鎌倉市地域福祉計画」を策定、平成18年度（2006年度）には、地域福祉計画の要素を盛り込んだ「鎌倉市健康福祉プラン」を策定しました。その後、平成27年度（2015年度）からは、鎌倉市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の「地域福祉活動計画」と「鎌倉市健康福祉プラン」のうち「地域福祉計画」の要素を一体化した「かまくらささえあい福祉プラン」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできましたが、平成30年（2018年）4月に社会福祉法が改正され、国が示した「地域共生社会の実現」の考え方により、従来の「福祉」の概念を超えて、他分野と連携し、「我が事・丸ごと」を理念として地域福祉を進めることとなりました。さらに、国のガイドラインにより、計画に盛り込むべき事項が定められ、市の基本的な考え方を明確に示す必要性が生じてきたことから、市社協の「地域福祉活動計画」とは別に、市の行政計画としてあらためて「地域福祉計画」の策定に取り組むこととしました。

本市のこのような動向を受け、市社協では、地域福祉活動計画として「かまくらささえあい福祉プラン（第5次地域福祉活動計画）」を平成31年（2019年）3月に策定しました。地域福祉活動計画は、地域の課題を改善、解決していくために必要な取組について、地域住民や福祉事業者、関係機関等が主体的に進めていく地域福祉の取組や活動をまとめた、民間の活動計画です。



計画の位置づけ図

「総合計画」、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」、「地域福祉計画に一体的に策定する計画」や「福祉分野の個別計画」等との位置づけを図に表すと次のとおりとなります。



#### 4 地域福祉計画に一体的に策定する計画

社会福祉法において、地域福祉計画に盛り込むべき「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉に関し、その他共通して盛り込むべき事項」として定められている中でも、分野横断的に支援が必要な【再犯防止の取組】、【生活困窮者支援の取組】、【権利擁護の取組】という3つの取組について、本市では地域福祉計画の中に包含し、一体的に策定します。

なお、それぞれの具体的な取組は、本計画第4章に明記します。

##### (1) 再犯防止の取組（再犯防止推進計画）

###### ① 国の動きと背景

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在します。そのような者の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も継続的にその社会復帰を支援することが必要だと考えられます。

そこで国は、平成28年（2016年）12月14日、「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」を公布、施行し、市町村において再犯防止推進計画の策定に努めなければならないことを決めました。

###### ② 位置づけ

国の動きを受けて、本市では、地域福祉計画に再犯防止に関する取組等を包含することで、本計画を再犯防止推進法第8条第1項に定める「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）」として位置づけ、再犯防止の推進を図ります。

###### ③ 本市の状況と方針

本市を所管する鎌倉警察署及び大船警察署管内における平成30年度（2018年度）の検挙人数（少年を除く）は、次のとおりとなっています。

初犯・再犯別の状況（平成30年（2018年））

鎌倉市	初犯者	再犯	合計
刑法犯	144	115	259
特別法犯	6	11	17

神奈川県	初犯	再犯	合計
刑法犯	5,374	5,614	10,988
特別法犯	252	747	999

※刑法犯・・・凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、風俗犯等

特別法犯・・・覚せい剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法

再犯者・・・前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者



## 年齢別の状況（平成30年（2018年））

鎌倉市	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65歳以上	合計
刑法犯	47	40	45	26	11	90	259
特別法犯	3	8	4	1	0	1	17

神奈川県	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65歳以上	合計
刑法犯	2,229	1,775	2,138	1,574	595	2,677	10,988
特別法犯	275	271	280	130	20	23	999

## 職業別の状況（平成30年（2018年））

鎌倉市	有職	学生・生徒等	無職	合計
刑法犯	129	3	127	259
特別法犯	11	1	5	17

神奈川県	有職	学生・生徒等	無職	合計
刑法犯	5,841	347	4,800	10,988
特別法犯	611	13	375	999

平成30年（2018年）における本市の検挙者は、刑法犯及び特別法犯合わせて276人となっており、神奈川県全体の2%程度となっています。また、検挙者に対する再犯率は約46%で、神奈川県の約53%と比較しても低い状況です。本市の検挙者の内訳としては、就労していない者の割合が約48%（神奈川県では約43%）、年齢別では、65歳以上が約34%（神奈川県では約23%）となっており、再犯防止に向けては、出所後の就労支援や福祉サービスの利用促進が求められている状況です。

また、平成30年（2018年）における本市の保護観察対象者は50人（神奈川県では4,388人）となっており、県下でも保護観察対象者の数は少ないものの、鎌倉地区保護司会の保護司（令和元年（2019年）12月現在20名）が、保護観察対象者の生活の見守りや相談、帰住先の環境調整といった活動を熱心に行うとともに、更生保護女性会が犯罪予防や子どもたちの健全育成のための支援活動をボランティアとして行っています。また、平成31年（2019年）3月には、保護観察対象者に市が就労の機会を提供することで、自立を促進し、再犯防止や民間での就労につなげていくことを目的に、鎌倉地区保護司会と本市が「保護観察対象者の就労支援に関する協定」を締結しました。

このように、犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、地域で温かく迎え、見守ることで彼らが自立した生活を送れるよう、更生保護や再犯防止への理解を促進し、更なる支援体制を構築していきます。

## (2) 生活困窮者支援の取組（生活困窮者自立支援計画）

### ① 国の動きと背景

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層（高齢者等）の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにすることが必要であり、それには生活保護制度の見直しと生活困窮者対策の一体実施が不可欠です。そこで、国は、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」を平成30年（2018年）10月1日に施行しました。

この改正では、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずることを決めました。

また、この新たな生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であり、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であることから、その盛り込むべき具体的な事項について、「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（以下「生活困窮者自立支援方策」という。）が定められました。

#### 生活困窮者自立支援方策

1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
2. 生活困窮者の把握等に関する事項
3. 生活困窮者の自立支援に関する事項
  - (1) 生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施
    - ① 生活困窮者自立支援法に基づく支援
    - ② 関係機関・他制度、多様な主体による支援
  - (2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

(平成26年(2014年)3月27日社援発0327第13号厚生労働省)

### ② 位置づけ

国の動きを受け、本市では、地域福祉計画に生活困窮者自立支援方策の事項を記載することで、包含するものとして位置づけ、生活困窮者支援の推進を図ります。

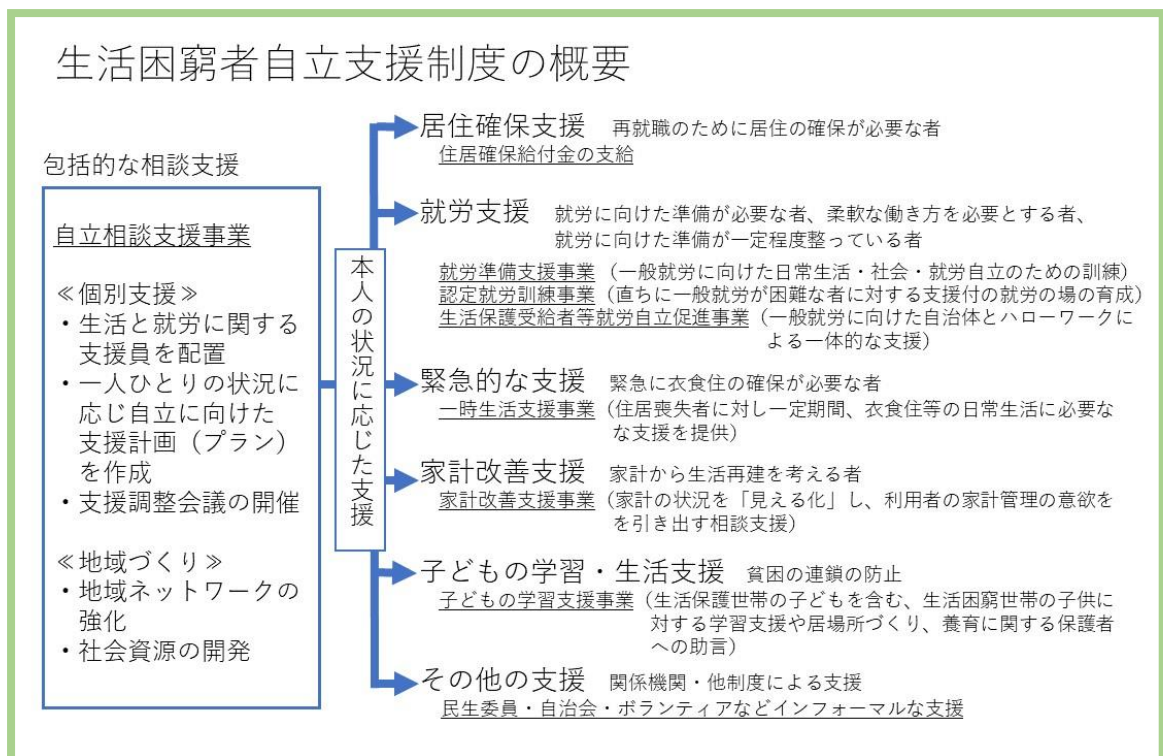
③ 本市の状況と方針

本市では、制度開始時より大船地域に「インクル相談室かまくら（自立相談支援機関）」を設置し、生活困窮者の相談に応じています。新規相談件数は、平成27年度（2015年度）が195件、平成28年度（2016年度）は126件、平成29年度（2017年度）は112件、平成30年度（2018年度）は178件と推移しています。令和元年度（2019年度）においても、令和2年（2020年）1月末までの実績により算出した年間の件数が、平成30年度（2018年度）を上回る見込みです。また、平成30年度（2018年度）は相談者の約6割が女性で、年齢は約4割が60代以上で高齢層からの相談が多い傾向にあります。

相談内容は、収入・生活費のこと、家賃やローンの支払い、仕事探し、家族に関することなど幅広く、また複合的な課題を抱えている場合が多くあります。平成30年度（2018年度）の相談件数のうち情報提供や他機関へつなぐことで対応が終了したものが3割弱である一方、就労により支援が終了となったものは数少ない状況にあります。相談者の年齢層が高い傾向にあることから、就労による自立を目標とすることが難しく、相談者を支える仕組みが必要です。

生活困窮に陥っている者・世帯に対しては、既存の制度だけでは支援が困難な場合が多いため、市の関係課、専門機関、ハローワーク、市社協、民生委員児童委員協議会や自治会・町内会をはじめとする地域における様々な社会資源と連携し、支援の必要な人に適した支援が行き届くような取組が必要です。

その他、相談の内容も徐々に複雑化しており、個々の事情に応じたきめ細やかな対応を行っていくため、相談員の増員やスキルの向上等、相談支援体制の充実を図っていく必要があります。



### (3) 権利擁護の取組（成年後見制度利用促進計画）

#### ① 国の動きと背景

現代社会においては、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを、社会全体で支え合うことが喫緊の課題であり、その課題を解決することが共生社会の実現に資することと考えられます。しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されているとはいいきれない状況です。

このような背景から、国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）を平成28年（2016年）4月15日に公布し、同年5月13日に施行しました。利用促進法では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項が定められました。また、成年後見制度の利用の促進には市町村の取組が不可欠であることから、市町村の講ずる措置等として、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めることが規定されました（利用促進法第23条）。

また、ガイドラインでは、判断能力に不安がある人への金銭管理などの観点も踏まえた権利擁護の在り方を市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として位置づけているとともに、厚生労働省の「成年後見制度利用促進に向けた手引き」においても、成年後見制度の利用促進に関する市町村計画に盛り込むことが望ましいとされました。内容は次のとおりです。

#### 市町村計画に盛り込むことが望ましい内容

##### ▶ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針

- ・ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

##### ▶ 地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針

##### ▶ 地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針

##### ▶ 「チーム」「協議会」の具体化の方針

※ 既存の地域福祉・地域包括ケア・司法とのネットワークといった地域資源の活用や地域福祉計画などの既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とする

##### ▶ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方

出典：厚生労働省「社会福祉推進事業 地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」

成年後見制度利用促進支援機能検討委員会



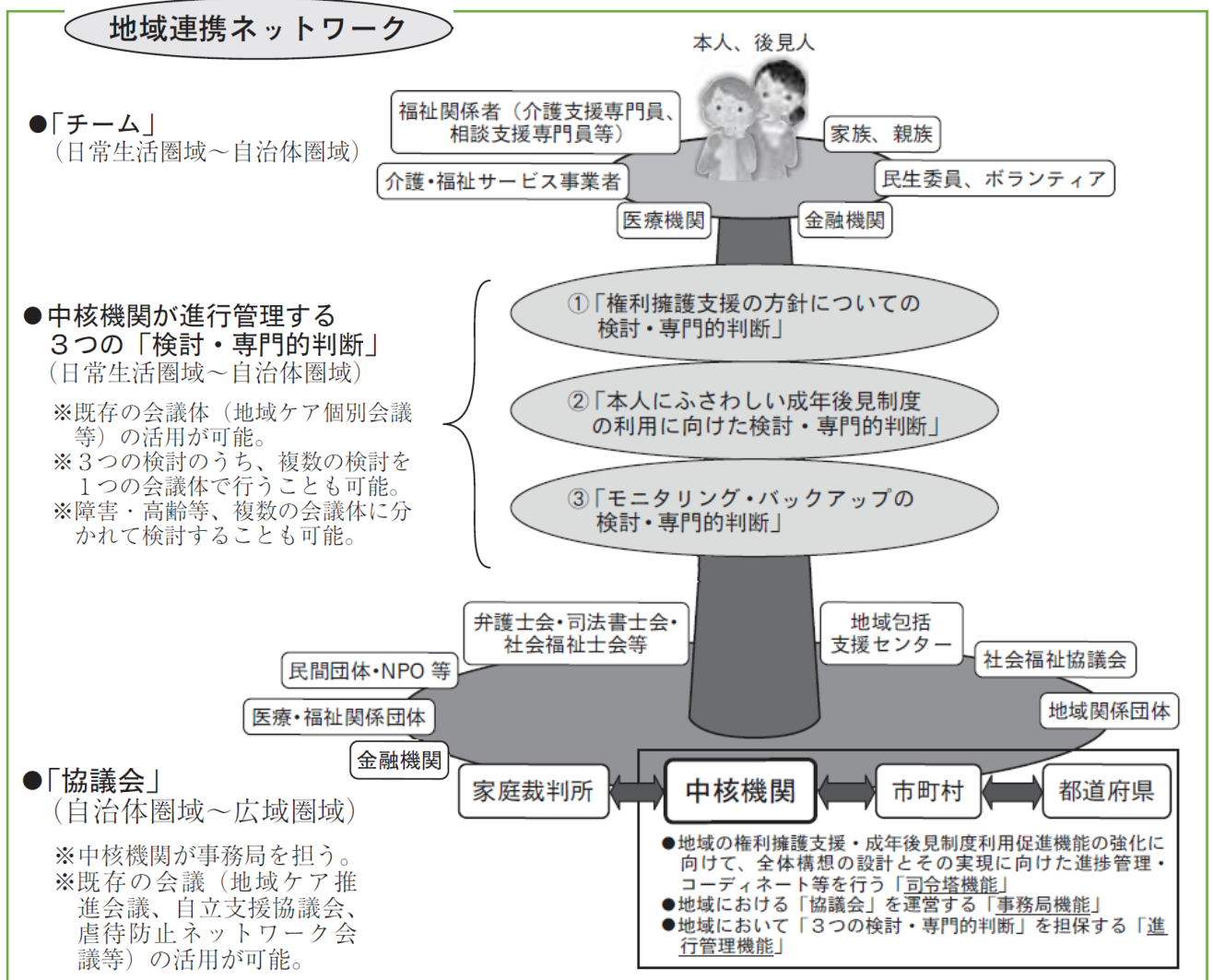
②位置づけ

このような国の動きを受け、本市では、地域福祉計画に「成年後見制度利用促進に関する取組等」を包含することで、本計画を利用促進法第23条に基づく市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進計画）として位置づけ、権利擁護の推進を図ります。

③本市の状況と方針

本市では、平成26年（2014年）から「成年後見センター」を設置し、高齢者、障害者の権利擁護に関する相談、普及啓発の取組や、低所得者の成年後見人に対する報酬助成について実施してきました。また、平成30年度（2018年度）から市民後見人養成講座を新たに実施し、後見の受任に向けて取り組んでいます。

今後は、後見人に関するあらゆる相談や広報、制度利用などについてさらに推進していくため、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理やコーディネートなどを行う「中核機関」を設置し、権利擁護の推進を図ります。



出典：平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」

5 鎌倉市における福祉分野の主な法定計画等

(1) 計画

本市の福祉分野における分野別計画、及び地域福祉に関連する計画は以下のとおりです。

計画名	根拠法令等	概要
高齢者保健福祉計画 (平成30年度～令和2年度)	老人福祉法 介護保険法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の総合的・基本的計画</li> <li>・ 介護サービス基盤の整備、認知症対策、介護人材対策等について記載</li> <li>・ 特別養護老人ホームの整備目標を設定</li> </ul>
障害者基本計画 (平成30年度～令和5年度)	障害者基本法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の自立と社会参加を支援する障害者基本法に基づく計画</li> </ul>
障害福祉サービス計画 ※障害児福祉計画を含む (平成30年度～令和2年度)	障害者総合支援法 児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の地域生活を支援する体制整備等を図るための計画</li> </ul>
子ども・子育てきらきら プラン (令和2年度～令和6年度)	子ども・子育て支援法 次世代育成支援対策 推進法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども・子育て支援の総合計画</li> <li>・ 福祉・保健・医療・雇用・教育等にわたる施策や、人材の確保等の取組を記載</li> </ul>
子ども・若者育成プラン (平成28年度～令和2年度)	次世代育成支援対策 推進法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年の居場所づくり</li> <li>・ 子ども・若者による社会参画の推進</li> <li>・ 支援体制の充実</li> </ul>
自殺対策計画 いきるをささえる鎌倉 (令和元年度～令和5年度)	自殺対策基本法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な関係機関が連携を強化し、「生きるための包括的支援」として、自殺対策を推進していく</li> </ul>
かまくらささえあい福祉 プラン ～地域福祉活動計画～ (令和元年度～令和3年度)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉計画と連携し、地域住民、事業者、関係団体等が、地域福祉に主体的に関わるための具体的な活動計画</li> </ul> <p>[ 鎌倉市社会福祉協議会策定 ]</p>

計画の背景となる地域福祉にかかる国、県の動向、本市の福祉分野の主な法定計画等を踏まえ、また、少子高齢化、人口減少の進行などの人口要因や、地縁、血縁を含めた地域のつながりの希薄化などを踏まえ、住民が支え合い、安心して暮らすことができる地域共生社会の実現のため、社会福祉法第107条に基づき、本計画を策定します。



## (2) 条例

本計画に関連する主な条例は以下のとおりです。

条例名	趣旨・目的
鎌倉市地域福祉計画推進委員会条例	社会福祉法第107条の規定に基づく鎌倉市地域福祉計画を策定するため、鎌倉市地域福祉計画推進委員会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるもの。
鎌倉市共生社会の実現を目指す条例	市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会を実現することを目的とする。
鎌倉市男女共同参画推進条例	男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。
鎌倉市犯罪のない安全安心まちづくり推進条例	犯罪被害の防止等について、市の責務並びに市民、自主防犯活動団体、事業者及び土地所有者等の役割を明らかにするとともに、防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、もって犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。
つながる鎌倉条例	市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、市民活動及び協働の活性化に必要な環境を整え、もって市、市民等、市民活動を行うもの及び中間支援組織がお互いにつながりを大切に、協力し合い、多様化する地域社会の課題を解決することで、魅力と活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
鎌倉市消費生活条例	消費者基本法第2条の基本理念にのっとり、市民の消費生活に関し、市及び事業者の責務等を明らかにするとともに、消費者の権利の尊重及びその自立の支援に関する施策を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。
鎌倉市住居における物品等の堆積による不良な状態の解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例	市民が居住する建物等における物品等の堆積による不良な状態の発生を未然防止するとともに、不良な状態の解消を図り、かつ、再び発生させないための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。

第4節 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）までの6年間とします。なお、計画期間中においても、国の動向などを踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

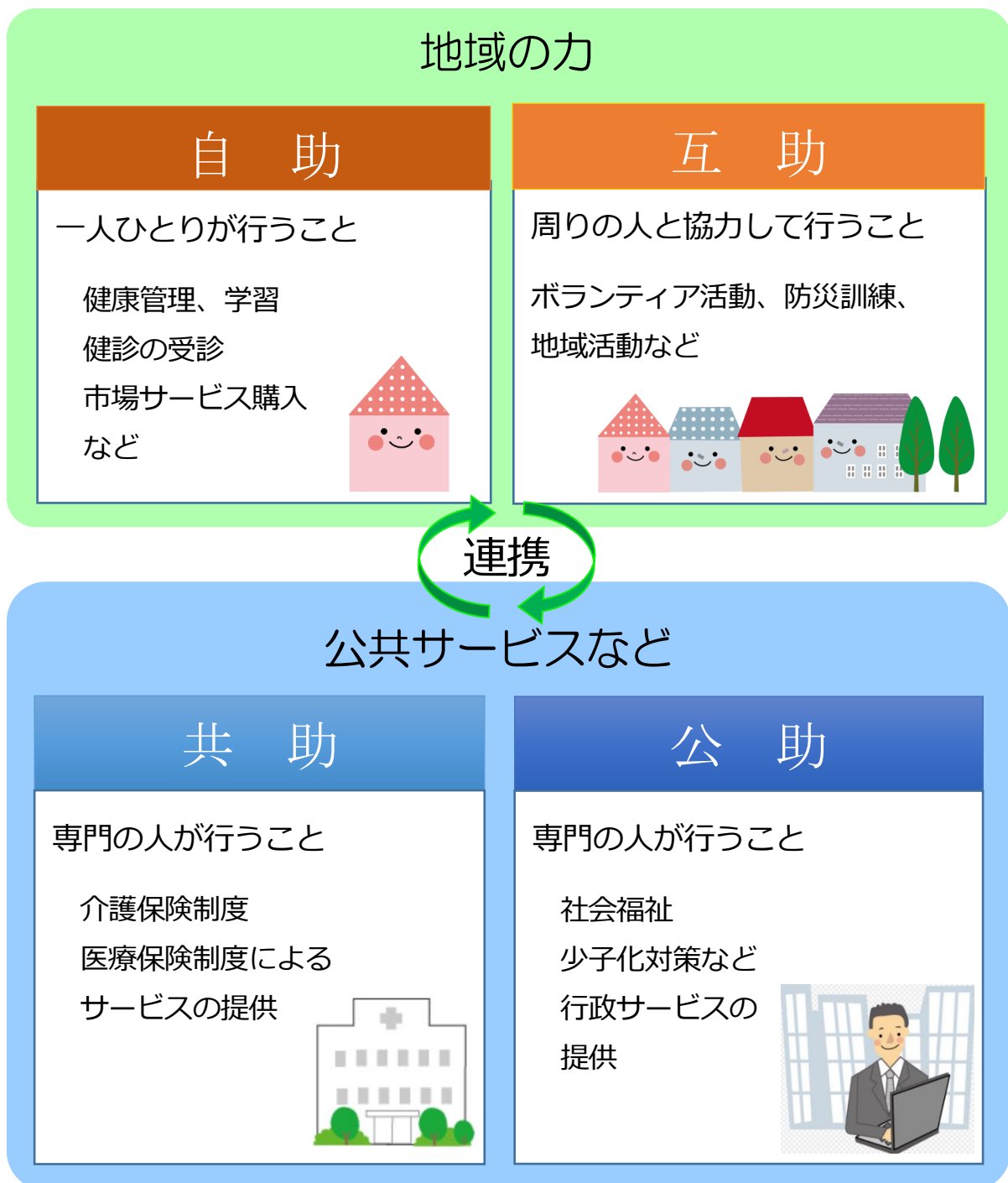
地域福祉計画の計画期間と鎌倉市の主な法定計画等

年度	~	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
第3次総合計画 基本計画		第3期基本計画				第4期基本計画							
地域福祉計画		第4次 かまくら ささえあい 福祉プラン				鎌倉市地域福祉計画 (2020~2025)							
地域福祉活動計画 【鎌倉市社会福祉協議会策定】		第4次 かまくら ささえあい 福祉プラン				第5次 かまくらささえあ い福祉プラン							
高齢者保健福祉計画		第6期 高齢者保健 福祉計画			第7期 高齢者保健 福祉計画								
障害者基本計画		第2期 障害者基本計画			第3期 障害者基本計画								
障害福祉サービス計画 ※第1期障害児福祉計画を含む		第4期サービス計画			第5期サービス計画 ※								
子ども・子育て きらきらプラン		子ども・子育てきらきらプラン						第2期 子ども・子育てきらきらプラン					
子ども・若者 育成プラン		子ども・若者育成プラン (改訂版)											
自殺対策計画								自殺対策計画					

## 第5節 計画の基本的な考え方

## 1 「地域福祉」をつくる、それぞれの役割

福祉政策の新たなアプローチの下では、「自助・互助・共助・公助」の役割分担を固定的に捉えるのではなく、福祉サービスや就労機会などの準市場の機能を通じた保障、地域における支え合いなどコミュニティの機能を通じた保障、行政を通じた公的サービスなどの保障のそれぞれが連携しながら、バランスの取れた形で役割を果たし、個人の自立を支えるセーフティネットを充実させていくという考え方に転換していく必要があります。



## 2 地域福祉計画における圏域の考え方

本市では、地域の区分けとして、地域活動の大きなまとまりである5行政地域を基本とし、様々な施策を展開しています。

また、地域住民が地域において福祉活動を行う「地域福祉圏域」という考え方もあり、活動の内容や支援の対象により、その範囲が設定されています。

地域でしか見えない生活課題や、身近で暮らさなければ早期に気づくことができない課題については、個々のニーズに即した、きめ細かい対応が必要となる場合があります。

地域福祉活動は、そのような課題が見えてくる小さい圏域を単位として取り組まれることが多く、そこで解決できない課題は、より大きい圏域で共有化されるとともに、課題への検討を通して、新たな活動の展開へとつながることとなります。

本計画では、地域福祉圏域を以下のイメージのように捉え、見守り活動のような日常的な支援の関わりから、県の機関などとの連携による広域的な支援体制まで、重層的に存在する複数の「圏域」ごとの機能を明確にすることで、それぞれの活動主体が互いの活動を尊重しながらその体制や環境の整備に取り組むことにより、地域福祉の推進を図ります。

### 「地域福祉圏域」の重層的イメージ

